

○はこだてグリーンプラザ条例施行規則

昭和48年 7月30日規則第31号

はこだてグリーンプラザ条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、はこだてグリーンプラザ条例（昭和48年7月17日函館市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可申請書)

第2条 条例第3条第2項の規定による使用の許可を受けようとする者は、はこだてグリーンプラザ使用許可申請書（別記第1号様式）を使用開始の日5日前までに市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 市長は、申請者に対し使用の許可をしたときは、はこだてグリーンプラザ使用許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(遵守事項)

第4条 使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (2) 他の使用者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (3) 許可された時間内に準備、後始末等を行うこと。
- (4) 設備および器具等の使用については、係員の指示に従うこと。
- (5) 前各号のほか、係員の指示する事項

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第5条 指定管理者に条例第6条第2項の業務を行わせる場合における第2条および第3条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条中「はこだてグリーンプラザ使用許可申請書（別記第1号様式）」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定管理者が定める申請書」と、第3条中「はこだてグリーンプラザ使用許可書（別記第2号様式）」とあるのは「別記第2号様式に準じて指定管理者が定める許可書」とする。

附 則

この規則は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第17号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 函館市規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則（平成3年函館市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式

はこだてグリーンプラザ使用許可申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所
氏名(団体名)
責任者名
連絡先 電話()局 番

次のとおり使用したいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分 から
	年 月 日 午 前 時 分 まで
使 用 場 所	(位置図別添)
使 用 面 積	
施 設 の 構 造	
使 用 目 的	
使 用 内 容	
予 定 参 集 人 員	
そ の 他 の 事 項	